

3

設置手続きと維持管理

1 手続き

浄化槽は水環境を守っていく上でとても重要な設備であると同時に、使い方を間違えば悪臭の発生や水質汚染の原因となり、みなさんの生活環境や自然を壊すおそれもあります。

そこで、市町では、みなさんが快適に生活できるように、どこに浄化槽があるのか、誰が使っているかなどについて、情報を把握することとしています。

浄化槽を設置し、使用される方は、次の手続きが必要となりますので、お住まいの市町へ必要書類の提出をお願いします。

設置届出書

浄化槽を設置しようとするときに提出するもの

- 設置する前に提出してください。
- 建築確認を伴う場合には、建築確認申請書に添付します。

<届出内容>

設置者名・場所、浄化槽の種類・人槽、設置した工事業者名、使用開始予定日など

使用開始報告書

使い始めたときに提出するもの

- 実際に使い始めてから 30 日以内に提出してください。
- 法定検査（7 条検査）の受検時期等に関係します。

<報告内容>

使用開始年月日、浄化槽の種類・設置場所、管理者名（家主や世帯主）など

管理者変更報告書

浄化槽管理者（家主や世帯主）が変わったときに提出するもの

- 変更後、30 日以内に提出してください。

<報告内容>

変更前後の管理者名・住所など

変更届出書

浄化槽の構造や規模を変更しようとするときに提出するもの

- 変更前に提出してください。

<届出内容>

変更内容と理由など

廃止届出書

使用をやめたときに提出するもの

- 下水道に接続したときや誰も住まなくなったとき、家を壊したときに届け出ます。
- 使用をやめた日から 30 日以内に提出してください。

<届出内容>

廃止年月日、浄化槽の設置場所、管理者名など

2

浄化槽の工事と3つの維持管理

浄化槽は、汚れた水をきれいにするために、浄化槽法で「工事」「保守点検」「清掃」「法定検査」をきちんと行うよう義務づけられています。同時に、それら技術上の基準や資格が定められています。

設置工事



浄化槽工事業者

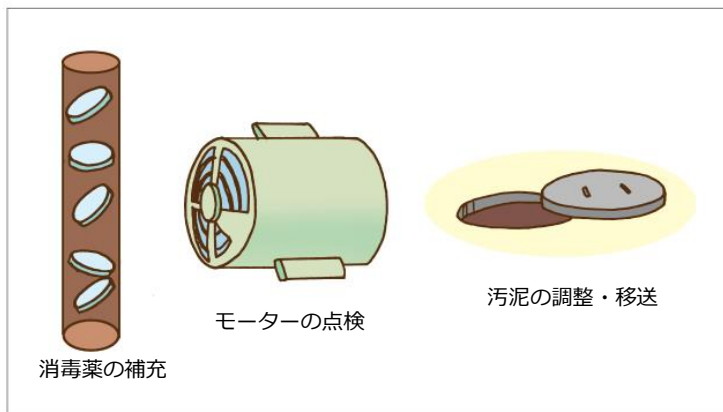


- ・県で登録を受けた者
- ・浄化槽設備士（国家資格）をおいている

工事の内容

- 浄化槽の大きさにあわせて掘削します。
- 浄化槽を水平に安定させるために、コンクリートを打設します。
- 平行して配管や電気工事も行い、漏水等を確認します。
- 上部からの荷重の受け止めや浄化槽の浮上防止のために、上部にスラブコンクリートを打設します。

保守点検



浄化槽保守点検業者



- ・県又は政令市で登録を受けた者
- ・浄化槽管理士（国家資格）をおいている

保守点検の内容

- 浄化槽の状態に応じて、モーターやポンプなどの付属機器を調整、修理します。
- 水の流れ具合や目づまり、油汚れなどを確認します。
- 消毒薬を補充します。
- 記録票を作成し、交付します。

◎回数：年3回以上 ※浄化槽の規模や種類によって異なります。

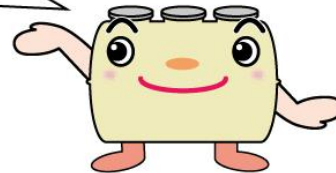
清掃



清掃の内容

- 汚泥やスラムが溜まりすぎると、浄化槽の機能低下や悪臭の原因となるため、定期的に引き抜きます。
 - 付属機器等を洗浄します。
 - 汚泥を引き抜く際にしか浄化槽内の全体を見られないため、清掃時に破損等を確認します。
 - 記録票を作成し、交付します。
- ◎回数：年1回以上 ※全ばっ気方式は年2回以上です。

保守点検・清掃は、
微生物が働きやすい
環境を整え、保つ
「日常の健康管理」です。



し尿の運搬方法の進化

汲み取りし尿や浄化槽汚泥は、次のような方法で収集・運搬されてきました。
バキューム車を見かけることがあるかと思いますが、最近では、汚泥を引き抜きながら濃縮を行う「浄化槽汚泥濃縮車」が開発され、より多くの汚泥を一度に運べるようになっています。



リアカー
(1950年代)



初期バキューム車
(1960年代)



バキューム車



浄化槽汚泥濃縮車

提供 東京都環境局

提供 環境省

法定検査

浄化槽の処理機能が十分に発揮されているか、浄化槽を正常な状態に維持するための保守点検や清掃を基準どおりに行っているか、浄化槽の使用上の注意を守っているか、放流水が基準を満たしているかを県の指定した第三者機関が公正中立に検査します。広島県には、「公益社団法人 広島県環境保全センター」と「公益社団法人 広島県浄化槽協会」の2つの指定検査機関があります。

● 検査の種類等

- ① **7条検査**：浄化槽の使用を始めて3ヶ月が経過した日から5ヶ月以内に受ける検査
適正に設置工事が行われているか、浄化槽が正常に機能しているかを検査します。
- ② **11条検査**：7条検査を受けた翌年度から毎年受ける検査（年1回）
保守点検・清掃が適切に行われているか、浄化槽が正常に機能しているかを検査します。

● 検査の内容



外観検査

送風機・ばっ気装置は正常に動いているか、消毒はできているか、漏水はないかなどについて、75項目で評価します。



書類検査

保守点検と清掃が適切に実施されているかについて、使用者が保管している記録票を確認し、6項目で評価します。



水質検査

放流水のBODやpHなどが基準値以下であるかについて、7条検査では7項目、11条検査では5項目で評価します。

● 検査の申し込み

浄化槽を設置する際に提出する「浄化槽設置届出書」と併せて、法定検査（7条検査）の「依頼書」を提出してください。

また、7条検査を受けた翌年度から受ける11条検査については、受検契約書により申込みを行ってください。

なお、使用を開始する際には、11条検査の受検契約を交わしておきましょう。

※検査日程等については、指定検査機関から後日案内が届きます。

※7条検査では保守点検の記録票、11条検査では保守点検と清掃の記録票が必要になりますので、準備しておいてください。

● 11条検査（10人槽以下の浄化槽）のしくみ

広島県では、国（環境省）との協議を経て、**10人槽以下の浄化槽法定検査受検率向上**を目的とした**独自のしくみ**として、「**ガイドライン検査**」と「**効率化検査**」の2方式の検査を5年周期でローテーションする検査体制としています。

◎ **ガイドライン検査**：環境省が示したガイドラインに沿った検査（5年に1回）

◎ **効率化検査**：ガイドライン検査のうち、重要項目に絞った検査（5年に4回）

<11条検査（10人槽以下の浄化槽）：地域分けと検査ローテーション>

市町名	実施年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
三原市、尾道市、府中市		ガイドライン	効率化	効率化	効率化	効率化
福山市、大竹市、廿日市市、 神石高原町		効率化	ガイドライン	効率化	効率化	効率化
三次市、庄原市、安芸高田市、 安芸太田町、北広島町、世羅町		効率化	効率化	ガイドライン	効率化	効率化
東広島市、竹原市、大崎上島町		効率化	効率化	効率化	ガイドライン	効率化
広島市、呉市、江田島市、 府中町、海田町、熊野町、坂町		効率化	効率化	効率化	効率化	ガイドライン

● 検査料金

料金は、検査の種類と処理方式（単独処理または合併処理）、人槽によって異なります。

検査の種類		単独処理浄化槽		合併処理浄化槽		備考
		10人槽以下	11～20人槽	10人槽以下	11～20人槽	
7条検査		-	-	11,000円	11,000円	-
11条検査	ガイドライン検査	5,000円	8,600円	7,000円	10,600円	10人槽以下 5年に1回
	効率化検査	5,000円	-	5,000円	-	10人槽以下 5年に4回

※21人槽以上の検査料金については、指定検査機関へ直接お問い合わせください。

● 指定検査機関と担当する検査の種類

2つの指定検査機関があり、それぞれ担当している検査が異なります。

指定検査機関	検査の種類	7条検査	11条検査	
			10人槽以下	11人槽以上
公益社団法人 広島県環境保全センター 広島市安佐南区大塚西4丁目 2番28号 ☎082-849-6411		○	○ ガイドライン検査 (5年に1回)	○
公益社団法人 広島県浄化槽協会 安芸郡府中町千代8番8号 ☎082-569-5540		-	○ 効率化検査 (5年に4回)	-

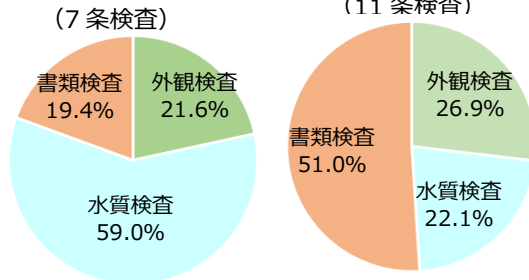
● 検査結果の判定について

検査項目について、各々「良」「可」「不可」で評価し、これを総合的に判断して「適正」「おおむね適正」「不適正」と判定します。後日、指定検査機関から検査結果が送付されますので、ご確認ください。また、検査結果は、お住まいの市町にも送付されます。

不適正と判定された浄化槽の不可項目の内訳（令和3年度末）

〔不可項目の検査区分別割合〕

※1つの浄化槽で、複数の不可項目に該当している場合があります。



11条検査の不適正判定の浄化槽では、「水質検査」（放流水の状態悪化等）よりも、「書類検査」（記録票の未整備、必要回数不足等）や「外観検査」（漏水、水の流れや装置の不良等）で、より多くの不可項目が見つっています。

（出所）：広島県循環型社会課（環境省：【令和3年度浄化槽の指導普及に関する調査】の県内分データ。）

「不適正」と判定されたとき

まず保守点検業者へ相談し、適切な措置をとってください。

お住まいの市町から改善の指導と改善内容の報告を求められる場合がありますので、その際には改善した後に所定の書類を市町へ提出してください。

3 浄化槽の使用上の注意

浄化槽がきちんと機能する状態を保つには、専門業者による維持管理のほか、みなさんの日頃の使い方が重要となります。浄化槽を使用される方は、次のことに気を付けてください。

送風機の電源は絶対に切らないでください。



送風機が止まると、臭いの発生や水質悪化の原因になります。故障したらずくに保守点検業者に連絡してください。

台所から油分や食べ物くずを流さないでください。



特に油分は微生物への負担が大きく、処理できなくなります。油は紙にしみこませるか、再利用しましょう。

漂白剤・カビ落とし剤など強い洗剤の使用は、少し控えめにしてください。



漂白剤などを一度にたくさん使用すると微生物が弱り、臭いの発生や、水質悪化の原因になります。使用の際は適量を心がけてください。

排水が集中しないように心がけてください。



お風呂と洗濯機から同時に排水するなど、一度に大量の水が流れ込むと、処理が不十分になり水質が安定しないことがあります。

水に溶けないモノは流さないでください。



詰まりや、清掃時期が早まる原因となります。

正しく使って
しっかり
維持管理してね！

